

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

一方、申立人の昭和42年11月から44年1月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から44年1月まで  
② 昭和46年12月から50年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間①については「厚生年金保険加入のため還付済み」との回答をもらったが、還付を受けた記憶は無く、納付できない。また、申立期間②については、市の職員から特例納付を勧められた際、納付すべき保険料等をメモに記載してもらい、そのとおりに納付したので、未納とされていることに納付がいけない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳により、申立人の厚生年金保険加入期間に重複して国民年金保険料が納付されたことが確認できることから、申立期間①の国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

また、社会保険庁のオンライン記録には、還付金額、決議年月日、送金先及び支払番号等がいずれも適正に記録されており、不自然な点は見当たらない。

さらに、市町村の被保険者名簿でも還付記録が確認できる上、申立人から聴取しても、還付金を受け取った記憶が無いというほかに、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、特例納付により納付したと主張しているが、申立人が所持している、当時、市の職員が記載したとするメモを見ても、申立人が申立期間②の保険料を納付するよう勧められた形跡は見られない。

また、申立人は、昭和 57 年 5 月ごろに市の職員が記載したとするメモを所持しているが、これを見ても、「夫 納付 14 年 6 か月 免除 4 か月」と記載されており、この記載内容は、この時点での行政側の納付記録と符合している。

さらに、申立期間②について、その妻も未納となっているなど、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 一方、申立人は、特例納付保険料として、第 3 回特例納付の実施期間である昭和 54 年 12 月 3 日に 42 年 11 月から 44 年 1 月までの合計 15 か月分の保険料を納付した記録となっているが、当該期間は厚生年金保険加入期間であることを踏まえると、特例納付した 15 か月分の保険料は、申立期間②のうち、46 年 12 月から 48 年 2 月までの保険料として納付したものと考えるのが相当である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和 46 年 12 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成5年11月10日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち平成5年4月から同年9月までの期間についての標準報酬月額を34万円に、同年10月の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月29日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における資格取得日が昭和59年1月1日で、資格喪失日が平成5年4月29日となっていた。平成5年の11月まで働いていて、厚生年金保険料を控除されていたので、修正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成5年11月25日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、A社は平成5年4月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。しかしながら、申立人を含む従業員4人のオンライン記録を見ると、同年4月29日にさかのぼった資格喪失及び同年10月の標準報酬月額定時決定の取消処理が同年11月10日付けで行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月29日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年11月10日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から、平成5年4月から9月までは34万円、同年10月については28万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年7月から9年1月までは59万円、同年2月から同年4月までは56万円、同年5月から10年4月までを59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年5月31日まで  
社会保険事務所から連絡があって、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録に不自然な点があると言われたので、持っている給与明細書と比べてみると、報酬額にかなりの差があることが分かった。正しいものに直してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録によると、A社は、平成10年5月31日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年6月3日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、8年7月から9年1月までの期間は59万円から9万2,000円に、同年2月から同年4月までの期間は56万円から9万2,000円に、同年5月から10年4月までの期間は59万円から9万2,000円に、それぞれさかのぼって引き下げられている。

また、申立人は申立期間当時、A社の取締役であったが、元代表取締役、経理部長及び総務部長から、申立人が厚生年金保険に係る届出事務について権限を有しておらず、当該事務の執行に当たっていなかったこと、及び経営者会議等で当該遡及訂正処理に係る話し合いはされていなかったことについて証言が得られていることなどから、当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年7月から9年1月までは59万円、同年2月から同年4月までは56万円、同年5月から10年4月までを59万円に訂正することが必要である。

## 栃木厚生年金 事案 330

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が9万8,000円であったと認められることから、申立人の平成11年1月から12年4月までに係る標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から12年5月31日まで

A社会保険事務所から標準報酬月額が減額修正されている可能性があるとの連絡があった。当時給与は15万円程度受け取っており、退職するまで給与が下がった記憶は無いため、記録が誤っていると思う。調査の上、訂正して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初申立人の標準報酬月額を平成11年1月から12年4月までは9万8,000円と記録していたところ、B社が適用事業所に該当しなくなった日（平成12年5月31日）の後の平成13年1月26日付けで、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成11年1月から12年4月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主に給与から控除されていたところ、社会保険庁の記録において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、9万8,000円と記録されている。

さらに、当該標準報酬月額は、平成11年2月16日に随時改定の処理が行われ、11年1月から9万8,000円と記録され、また、11年10月1日の定時決定の処理が同年10月14日に行われていることが確認でき、さかのぼった訂正処理等、不自然な点はみられない。

加えて、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年11月1日から36年4月1日まで

私は、昭和35年3月にA社に入社し、在職中、転勤等で事業所を異動することはあったが、平成9年に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間の年金記録が欠落しているのはおかしい。会社から申立期間を含む在職証明書も受けとっており、給与明細書等はないが、当該期間のみ、厚生年金保険の被保険者期間でなかったとは考えられない。調査の上、訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の証言や健康保険組合における健康保険の資格取得年月日などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年11月1日にA社B部から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険事務所の管理するA社における昭和36年4月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成9年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月31日から同年6月1日まで  
私は、平成9年6月1日付けでA社からC社に転籍した。継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険加入期間となっていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の保管する賃金台帳及び当時の事務担当者の証言により、申立人が平成9年5月31日までA社に継続して勤務し（平成9年6月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社の保管する賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成9年5月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月1日から43年7月20日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年4月1日に、資格喪失日に係る記録を43年7月20日に訂正し、同年4月から43年6月までの標準報酬月額については、2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月10日から40年4月1日まで  
② 昭和42年4月から43年7月まで

申立期間①について、私は、昭和38年8月10日から40年6月11日まで、B社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのが同年4月1日となっており、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い。間違いなく勤務していたのだから被保険者であると認めてほしい。

申立期間②について、私は、A社に継続して勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは間違いのないのだから、被保険者であると認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の具体的な記憶及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人が昭和42年4月1日から43年7月19日までの期間についてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、同じ業務に従事していた複数の同僚は、「当該事業所において、申立人と一緒に仕事をしており、勤務実態も変わらなかった。」「当時はパートやアルバイトという勤務形態は無く、全員正社員であり、正社員は必ず社会保険に加入していたと思う。」と証言しており、これらすべての同僚において、申立期間における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

さらに、当時のA社の従業員数と社会保険事務所が記録している厚生年

金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和42年4月から43年6月までの期間について、厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、昭和42年4月から43年6月までの標準報酬月額については、同僚の標準報酬月額から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主が既に死去しており証言が得られないが、申立期間②の被保険者原票の整理番号に欠番が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出を行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年4月から43年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、当時の同僚の証言より、申立人がB社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年4月1日からであり、当時の同僚も、「事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同日付けであり、それ以前は、従業員数が社会保険に加入するための人数に満たないということで加入していなかった。また、会社からもそのように説明を受けていた。」と具体的に供述している。

また、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、事業主も既に死去しているため、当時の事情について話を聞くことができず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和59年12月1日、資格喪失日が61年9月1日とされ、当該期間のうち、61年8月31日から同年9月1日までは、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を61年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年3月31日から同年5月1日まで  
② 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

申立期間①は、B事業所に勤務していたが、健康保険証が変わった記憶が無い。また、申立期間②は、昭和61年8月末までA事業所に勤務し、給与明細書において社会保険料が差し引かれているため、勤務していたA事業所に問い合わせたところ、喪失日相違とのことで同年8月31日から同年9月1日に訂正になったが、厚生年金保険法第75条該当とのことで年金支給対象にならないため、申立期間について被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和59年12月1日、資格喪失日は、当該事業所が被保険者資格の喪失届の訂正届を提出したことにより、資格喪失日が61年8月31日から同年9月1日とされた。ただし、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとしている。

これに対し、申立人は、当該期間の年金記録の訂正を求めているもので

ある。

申立人から提出のあった給与明細書、雇用保険の記録により、申立人はA事業所に昭和59年12月1日から61年8月31日まで継続して勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日を昭和61年9月1日と届け出るべきところを同年8月31日として届け出たと事務手続の誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、B事業所が提出した人事記録から、申立人が同事業所C所を昭和56年3月30日に退職し、同年4月1日にD事業所に勤務し、同年同月30日に同事業所を退職し、同年5月1日にB事業所C所に勤務していた記録が確認できる。

また、昭和56年4月17日付けでD事業所から申立人へ在職見込証明書が発行されており、申立人も「申立期間は、D事業所に勤務していた。」と証言している。

さらに、D事業所総務係から、「申立人は臨時扱いだと思われるので社会保険には未加入であった。」との証言を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月21日から同年2月1日まで

私は、以前勤務していた会社を平成12年1月20日付で退職し、翌日よりA社に勤務したので、入社日は、平成12年1月21日です。社会保険庁の記録では、平成12年2月1日に厚生年金保険被保険者資格取得となっている。当該事業所の業務日報があるので、申立期間において被保険者であったことを認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答書、業務日報の写し及び同社の事務担当者の証言から判断すると、申立人が同社に平成12年1月21日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成12年2月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の平成12年1月の厚生年金保険料は、間違いなく給与から控除しており、社会保険事務所には納付していない。事務処理の誤りがあった。」と供述していることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日を平成12年2月1日と誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を平成2年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和44年にA社に就職し、平成19年3月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、平成2年7月1日、C社D営業所に転籍した際の1か月の期間が欠落している。在職中、社会保険事務所に記録の確認に出かけたが、「時効によって記録は訂正できない。」と言われた。

しかし、給与支給明細書では厚生年金保険料が控除されているのだから、申立期間は厚生年金保険の被保険者であったはずなので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書、従業員原簿及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年7月1日にA社B営業所からC社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額及び申立期間前後の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は正しい届出を行ったと主張しているが、事業主が資格喪失日を平成2年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から44年1月までの期間及び45年9月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から44年1月まで  
② 昭和45年9月から50年6月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、特例納付により納付した。領収証書や、市の職員が記載したメモなどの資料を所持しているにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①、及び申立期間②のうち昭和45年9月から47年3月までの期間について、申立人が所持している領収証書等から、申立人が、国民年金保険料を、特例納付により納付したことが確認できる。

しかし、平成4年4月に申立人の年金記録が整理された際、申立期間①について、その夫が厚生年金保険に加入していたことが判明したことなどから、申立期間①、及び申立期間②のうち昭和45年9月から47年3月までの計34か月分の保険料を、本来、国民年金の被保険者となるべきであったにもかかわらず、その時点では未加入期間とされていた別の期間に充当処理したことが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

#### 2 申立期間②のうち47年4月から50年6月までの期間について、申立人は、特例納付により納付したと主張しているが、申立人が所持している、当時、市の職員が記載したとするメモを見ても、申立人が当該期間の保険料を納付するよう勧められた形跡は見られない。

また、申立人は、昭和57年5月ごろに市の職員が記載したとするメモを所持しているが、これを見ても、「妻 納付14年11か月」と記載されており、

この記載内容は、この時点での行政側の納付記録と符合している。

さらに、申立人が、仮に申立期間②のうち47年4月から50年6月までの期間の保険料を納付していたとすれば、60歳に到達した時点で既に年金受給権を確保していたことになるが、申立人は、平成4年4月から5年6月までの期間について、高齢任意加入により保険料を納付している上、申立人が所持している、市の職員が申立人に高齢任意加入を勧めた際に記載したとするメモを見ても、年金受給権を確保するために、高齢任意加入を勧められた様子がうかがえる。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月の国民年金保険料については、第3号被保険者たる保険料納付済期間となることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月

私は、結婚退職後、落ち着いたところに国民年金への加入手続を行ったが、市役所職員から「平成2年10月は第1号被保険者なので、保険料納付が必要です。」と言われて、納得がいかないながらも、現金で9,000円程度を支払った。しかし、ずっと申立期間の保険料を支払ったことに疑問を感じていたので、今回社会保険事務所に確認したところ、申立期間は国民年金の第3号被保険者なので、保険料を納付する必要が無いことがわかった。私は、申立期間の保険料を間違いなく納付したので、私が支払った1か月分の国民年金保険料を返金してほしい。また、年金の記録についても、結婚退職であり10月1日から夫の扶養になったのだから、第3号被保険者となるはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚退職後落ち着いたところに、市役所で国民年金への加入手続を行ったとしており、その手続については、窓口の様子、担当職員との会話内容、保険料を納付するに至った経緯等具体的に主張しており、その内容に不自然さは無く、申立人が納付したとする保険料は、当時の保険料額とほぼ一致している上、加入手続に同行した申立人の夫から聴取した内容も申立人の主張と一致しており、申立内容は信憑<sup>びよう</sup>性が高いと考えられる。

また、申立人が所持している年金手帳を見ると、平成2年10月1日から同月30日までは第1号被保険者、同月30日から第3号被保険者と記録されており、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。国民年金は、同一の月において種別の変更があったときは、その月は最後の種別の被保険者であった月となることから、同年10月は第3号被保険者となり保険料納付は要しないはずである。しかしながら、申立人の主張内容から判断すると、本来納付すべ

きものでない申立期間の保険料が誤って納付されたものと推認できる。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間以外に未納期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間の最後の種別は第3号被保険者であり、当該被保険者期間についての保険料は納付することを要しないこととされていることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から42年9月1日まで  
② 昭和42年12月1日から43年2月29日まで

社会保険事務所の記録によると、申立期間について脱退手当金を受給したこととなっているが、A社を退職後に脱退手当金が支給されたとするところは、私は失業給付を受けながら職業訓練校に通っていた。当時1か月に3万円程度の失業給付を受けており、それ以上脱退手当金を請求することは考えられないので、当該期間について脱退手当金の支給の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和43年5月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号について、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人は、申立期間前の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険の資格取得日が昭和 36 年 6 月 1 日になっているが、自分が所持している被保険者証を見ると同年 5 月 1 日付けで資格取得となっている。雇用保険の被保険者証を見ても、同年 5 月から働いていたことは間違いないので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚から聴取したところ、「昭和 36 年 5 月 4 日に、自分と申立人を含む 4 名が一緒に入社した。」との証言が得られ、当該 4 名はいずれも同年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した記録になっている上、ほかに同年 6 月 1 日付けで資格取得した複数の元従業員から聴取しても、いずれも同年 5 月に入社したと証言していることから、当時の A 社 B 事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人が提出した厚生年金保険被保険者証を見ると、被保険者資格取得日が訂正された形跡が見受けられ、訂正箇所の上方に、「36 5 1」と書き込まれていることが確認できるが、事業主が提出した申立人に係る被保険者資格取得確認通知書を見ると、申立人の資格取得日は昭和 36 年 6 月 1 日であることが確認できることから、当該被保険者証の記載内容は誤りであると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 3 月 9 日から 24 年 5 月 13 日まで  
昭和 19 年から 26 年まで A 社に勤務していたが、途中、B 営業所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が抜けていることがわかった。社員としての身分に変更は無かったので、申立期間の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A 社 B 営業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人からの聴取結果等をもとに、当時の A 社 B 営業所長を特定することはできたものの、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録は無い上、既に死去していることから、当時の事情を聴取することもできない。

さらに、申立人は、所長以外の同僚の名前を記憶しておらず、申立期間における厚生年金保険料控除の有無、健康保険証の所持等の記憶も不明瞭である。

その上、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月から 34 年 10 月まで  
② 昭和 32 年 5 月から 34 年 11 月まで  
③ 昭和 36 年 10 月から 37 年 4 月まで  
④ 昭和 48 年 12 月から 50 年 12 月まで  
⑤ 昭和 50 年 12 月から 51 年 12 月まで  
⑥ 昭和 51 年 12 月から 52 年 3 月まで

すべての申立期間について、厚生年金保険料が給与から差し引かれていたため、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の人事記録により、申立人は臨時社員として、昭和 34 年 9 月 12 日から 2 か月間の在籍は確認できたが、同社の社会保険担当者から「当時、臨時雇用者については、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険への加入については確認できない。」との回答が得られた。

申立期間②のB事業所、申立期間③のC事業所、申立期間④のD事業所、申立期間⑤のE事業所については、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立期間②、申立期間③、申立期間⑤について、申立人は、当時の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態を証明する関連資料、証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間④については、申立人が事業主であるが、社会保険の加入及び保険料控除についての記憶が無く、関連資料を得ることはできなかった。

加えて、申立期間⑥のF事業所については、同事業所の存在は確認できず、調査の結果、申立ての事業所はG事業所H工場であると推認できるものの、申立人の在籍及び厚生年金保険料控除の事実は確認できない上、申立人も同



僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態等についての証言は得られなかった。

このほか、すべての申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

なお、すべての申立期間において、雇用保険の加入記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①から⑥のすべての期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで  
昭和 42 年 11 月から 43 年 8 月まで A 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、43 年 8 月の 1 か月のみ加入となっていることがわかった。自分は同年 10 月の出産を控えて退社したが、この記録では、会社は、出産を控え退社直前だった自分をわざわざ加入させたことになり、不自然と思われる。申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の同僚として名前を挙げた者から、「当時の A 事業所では、厚生年金保険について、入社と同時に加入させていなかった。」との証言が得られており、事実、申立人が当該事業所で働き始めた昭和 42 年 11 月の時点で既に在職していたとする同僚は、43 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人と近い時期に被保険者資格を取得している複数の元従業員から聴取したが、入社と同時に厚生年金保険に加入した者は確認できなかった。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料控除の有無、健康保険証の所持等の記憶は不明瞭である。

加えて、社会保険事務所が保有する A 事業所に係る被保険者原票を調査しても、申立期間について申立人の名前は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

なお、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで

申立期間当時、厚生年金保険の滞納保険料を解消できると社会保険事務所から持ちかけられ手続をしたが、どのような方法で処理をするのか全く説明は無く、このように標準報酬月額が引き下げられているとは思ってはいなかった。調査の上、元の記録に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A事業所は、平成 10 年 3 月 31 日に適用事業所でなくなっているところ、同日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、38 万円から 9 万 2,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、同社において社会保険に係る事務を担当していたとする申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所職員と相談した上で、滞納保険料を解消するため、何らかの届書に代表者印を押した。」と証言していることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 343

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 31 日まで  
ねんきん特別便が来て、初めて脱退手当金が支払いになっていることを知った。A社B工場は、私が勤めた唯一の会社であり、その被保険者期間について脱退手当金を請求したことも、もらったことも無い。社会保険事務所から提示された「脱退手当金支給の一時金画面」の生年月日が間違っていることから私が請求していないことは明らかなので、脱退手当金を受給したとする記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載のある女性のうち、申立人の資格喪失日前後2年以内に喪失した者51名の脱退手当金支給記録を調査したところ、43名に支給記録が確認でき、そのうち40名が資格喪失日から6か月以内に支給決定されているほか、当該事業所から聴取したところ、「退職者に対し個別に脱退手当金制度について説明を行い、希望する者については、申請書の提出を代行していた。」との証言が得られたことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和34年4月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立人が主張するとおり、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の生年月日は昭和15年2月6日（戸籍では15年2月26日）と誤って記録されていることが確認できるが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、いずれも申立人の生年月日は同年2月6日と記録されており、相互の記録に矛盾は無い

ことを踏まえると、このことのみをもって申立人に脱退手当金が支給されていないものと認めることはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 344

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 16 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 5 月から A 社に勤務し、途中で B 社に社名変更されたが、55 年 11 月まで継続して勤務していた。社名が変更になった時期ははっきり覚えていないが、給料からはずっと厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であると認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、申立ての事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、A 社は昭和 55 年 7 月 16 日に全喪しており、また、同年同月に設立された B 社は、同年 10 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

さらに、当時の事業主及び従業員に申立期間の状況について照会したが、回答が無く、証言等を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。